

山縣市公有財産の利活用に係る
民間提案制度実施要領

第2次募集

令和7年9月

山縣市

目次

1. 趣旨・目的.....	1
2. 民間提案制度の概要.....	1
3. 参加資格.....	3
4. 実施フロー.....	4
5. 事前相談等.....	4
6. 提案方法.....	5
7. 審査基準.....	6
8. その他.....	6
9. 事務局.....	6

1. 趣旨・目的

山口市（以下「本市」という。）では、長期的な視点をもって、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化などに計画的に取り組み、公共施設の最適化及び有効活用を図るため、「山口市公共施設等総合管理計画」を策定するとともに、個別施設の管理方針を掲げ、公共施設のマネジメントを実践しています。

また、山口市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成 15 年 4 月 1 日条例第 56 号）（以下「条例」という。）を改正し、公有財産の減額譲渡、減額貸付等の対象範囲を拡大するなど、民間事業者の活力導入に寄与する仕組みを構築しています。

そのような背景の中、本市における公有財産の新たな活用方策に参画意欲の高い民間事業者を募集し、地域及び地域経済の活性化を図るため、「山口市公有財産の利活用に係る民間提案制度」（以下「本制度」といいます。）を実施するものです。

本募集事業は、本制度において民間事業者等（以下「提案者」といいます。）より提案を求めるものであり、令和 7 年 3 月末を募集期日に第 1 次募集を行い、今回は、第 2 次募集として、実施します。

2. 民間提案制度の概要

(1) 募集する公有財産の利活用区分

利活用提案を希望する公有財産（土地、建物）の活用は、以下に示すいずれかに該当する区分になります。

【募集する利活用区分】

【区分①】売却による譲渡（既存建物等の取り壊しを含む提案も可とします。）

【区分②】貸付け

【区分③】ネーミングライツ

(2) 提案対象

区分①、②：別紙 1 対象物件建物・土地一覧表、別紙②対象物件土地一覧表（以下別紙 1,2 をまとめて「建物・土地一覧表」という。）記載物件（16 施設）

第 2 次募集では、施設をグループ化し 6 施設を追加

※提案者が利活用したい建物・土地一覧表以外の山口市が所有する施設及び土地についても利活用提案を受け付けます。

※提案内容については、審査により評価しますので確約するものではありません。

※募集期間中に対象物件を追加する場合があります。

※市が実施するオフサイト PPA 事業用地としての提案を受け付けます。

（問合せ：市民環境課 環境政策室 電話 0581-22-6828）

区分③：別紙3 ネーミングライツ対象物件一覧表（以下「ネーミングライツ一覧表」という。）に記載してある物件

※ネーミングライツ一覧表以外の山口市が所有する施設についても利活用提案を受け付けます。

※提案内容については、審査により評価しますので確約するものではありません。

※募集期間中に対象物件を追加する場合があります。

（3）利活用提案の内容

利活用提案の内容は、地域振興、子育て支援、安心、安全対策等により経済的効果に寄与する提案とします。

（4）利活用提案内容の例

以下に利活用提案内容の例を示します。なお、例示した内容は、提案者の提案内容を拘束するものではありません。

提案内容	例示
地域振興	工場・倉庫、データセンター、事務所、観光施設、宿泊施設、太陽光発電施設、研究開発施設、教育施設、研修施設、社員寮 等
子育て支援	野外教育センター、保育施設、一時預かり施設、屋内遊戯施設 等
安心・安全対策	対象物件の既存施設の取壊しによる再開発 等

（5）対象外となるもの

次のいずれかに該当するものは、本制度における提案の対象外とします。

- ①地域住民等の生活環境に悪影響を与える提案
- ②本市に新たな財政負担を生じさせる提案
- ③関係法令に抵触する提案
- ④提案者が事業主体とならない提案
- ⑤その他本市が不適と判断した提案

(6) 募集スケジュール

第2次募集のスケジュール民間提案制度の募集期間は以下のとおりとします。なお、募集状況に応じて日程を変更する場合があります。

日程（予定）	内容
令和7年9月1日（月）～	実施要領の公表
令和7年9月1日（月）～令和7年11月14日（金）	※事前相談、現地確認 提案書提出期間
令和7年11月14日（金）	提案書提出締切り
令和7年11月～12月	審査実施、結果通知
令和7年12月～	契約締結に向けた協議

※事前相談、現地確認は、提案者が予定する提案書提出日の20日前までに申込み（様式1号）をお願いします。

※申込み方法は、「5. 事前相談等」を参照願います。

3. 参加資格

(1) 資格要件

提案者は、提案内容を自ら実行する意思と能力（運営力、資金力、実績等）を有する企業（個人事業者含む）、NPO法人、公益法人等及び教育機関等とします。

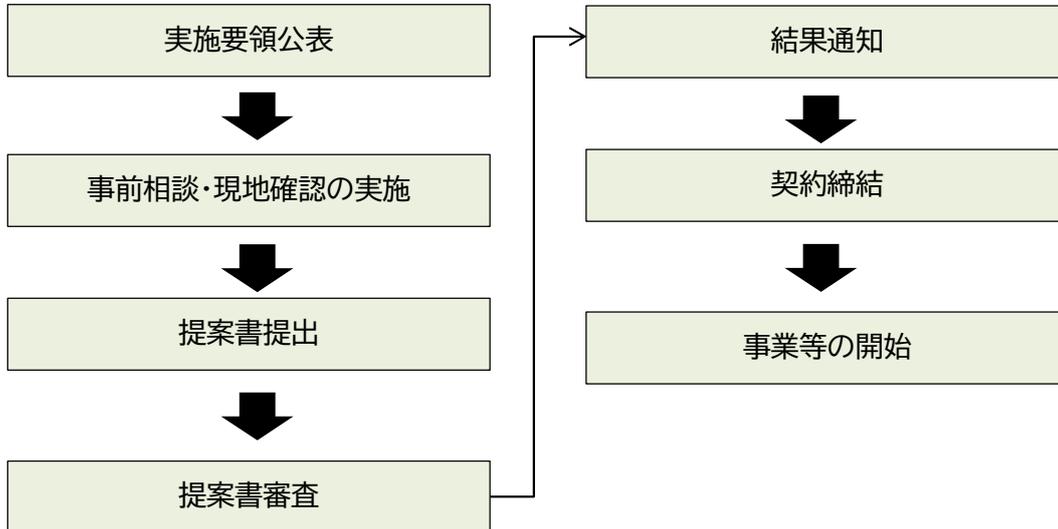
(2) 制限内容

次の各号のいずれかに該当する場合は、提案者となることはできません。

- ①会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225条)に基づく再生手続開始の申立てをしている者
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条2号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者を経営に関与させている者
- ③国税、地方税を滞納している者
- ④宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者

4. 実施フロー

本提案制度の実施フロー（流れ）を以下に示します。



5. 事前相談等

(1) 事前相談・現地確認の申込み【令和7年9月1日～提案書提出の20日前まで】

- ①希望者を対象に、事前相談、現地確認等を実施します。
- ②「事前相談・現地確認申込書」（様式1号）に記入し、Eメールまたはファックスにより、業務委託者会社連絡先（P6-9事務局参照）までに送信願います。
- ③日程調整等については、業務委託会社から連絡します。

6. 提案方法

(1) 提出書類

提出書類及び部数を以下に示します。

内容	様式	提案者区分		部数	備考
		法人	個人事業者		
利活用提案書	様式2号	○	○	5部	正1部、副4部
添付資料	任意様式	○	○	1部	
提案者概要書	様式3号	○	○	5部	正1部、副4部
誓約書	様式4号	○	○	5部	正1部、副4部
登記事項証明書（写し可）		○		1部	
代表者身分証明書（写し可）			○	1部	
損益計算書・貸借対照表（直近3年分）		○		1部	
確定申告書（直近3年分、写し可）			○	1部	
市町村税（市町村民税、固定資産税、軽自動車税等）の納税証明書（写し可）		○	○	1部	
県税（個人県民税及び地方消費税を除く）及び地方法人税特別税・特別法人事業税の納税		○	○	1部	
所得税又は法人税及び消費税・地方消費税の納税証明書（写し可）		○	○	1部	

(2) 提案内容

様式2号の記載内容に留意して提案願います。

(3) 提出方法

郵送により、(1)提出書類に記載の提案書一式を業務委託者会社連絡先（P6-9 事務局参照）まで提出願います。

提案書等の受付期限日（令和7年11月14日）の消印有効とします。

(4) 提出期間

提案書は以下の期間内に上記提出方法に基づき提出願います。

【提出期間】 令和7年9月1日～令和7年11月14日（提出期限）

(5) 留意事項

- ① 提出書類は返却しません。また、追加の資料提出を依頼することがあります。
- ② 提案書提出後に辞退したい場合は、郵送により、業務委託者会社連絡先（P6-9 事務局参照）まで参加辞退届（様式5号）を提出してください。

7. 審査基準

(1)提案審査

提案内容妥当性及び実現性、P2-2-(3)記載の提案内容との整合性等を審査します。

(2)審査結果の通知

審査結果は、「審査結果通知書」(様式6号)により提案者に通知します。審査結果に対する異議は申し立てることができません。

8. その他

(1)提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ①本要領に定める手続きを遵守しない場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(2)提案等に係る書類の作成、提出等に係る費用は、提案者の負担とします。

(3)提案に当たっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、提案書提出時における法令適合のリスクは提案者に帰属することとします。

(4)本要領に記載されていない事項及び想定されない事態が発生した場合は、市と別途協議を行うものとします。

(5)提案内容を採択された提案書は、今後の契約手続きに関して業務委託会社と個別アドバイザリー契約(有償)を締結する予定とします。

(6)提案者が決定した場合は、当該提案者に、印鑑証明書等の提出を求めます。

9. 事務局

山口市 総務課 管財・生活安全係

〒501-2192 岐阜県山口市高木 1000 番地 1

電 話 : 0581-22-6820 F A X : 0581-27-2075

E-mail : somu@city.gifu-yamagata.lg.jp

【業務委託会社】

大日コンサルタント株式会社 (担当: ソーシャルデザイン部 國島、本多)

〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南 3-1-21

電 話 : 058-271-2659 FAX : 058-276-6418

E-mail : honda-a@dainichi-consul.co.jp